

令和8年度えひめ南予移住イベント企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度えひめ南予移住イベント企画運営業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

3 業務目的

人口減少が進む愛媛県南予地域への子育て世帯や若年者等の移住促進と南予移住のイメージアップを図ることを目的に、愛媛県、南予9市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町）及び関係機関が連携して「えひめ南予子育て移住促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、持続的な移住者増加に取り組んでいる。

本業務では、令和7年度に実施した南予認知度向上を目的としたイベントの次のステップとして、南予地域の子育て環境や暮らしの魅力を体験できる移住イベントを開催し、首都圏在住の子育て世帯や若年者等に対して、南予地域の移住地としての認知度拡大と併せて、移住相談、市町訪問、移住体験ツアー等へと誘導し、移住促進を図ることを目的とする。

4 本業務のターゲット

首都圏在住の子育て世帯及び若年層で、地方移住への興味・関心を有する層をターゲットとする。

5 委託業務の内容

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に協議会と協議の上、決定するものとする。

(1) 南予地域移住プロモーション

①南予地域の移住や暮らし等の情報発信

ア 本業務のターゲットに対し、南予地域の移住情報、子育て・自然環境、暮らし、地域の魅力などを効果的に発信し、南予地域の移住地としての認知向上を図るとともに、5(2)の移住イベントへの誘客、移住相談、市町訪問、新規移住希望者の開拓等につながるよう企画・運営を行うこと。

イ 発信方法は本業務の事業効果の最大化を図るため、最適と考えられる方法を提案すること。

②広告配信

ア 首都圏等の子育て世帯や若年層等をターゲットに、特性を分析した上で、5(2)③の成果目標を達成するため、効果的な広告を配信すること。

イ 広告媒体や配信方法は本業務の事業効果の最大化を図るため最適と考えられるもの（複数媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。

ウ 原則、えひめ移住ネット内イベントページをランディングページとするが、協議会及受託者で協議の上、決定する。

エ 実際に利用する媒体については、提案内容を踏まえて、協議会と受託者で協議の上、決定する。

③広報物の作成

5 (2)の移住イベントへの参加促進及び効果的な周知を図るため、ターゲット層の関心を喚起し、参加意欲の向上につながるチラシ（データ）等の広報物を作成すること。

(2) 移住イベントの開催

①開催場所・時期

首都圏にある150名以上が参加可能なイベントスペースを提案すること。

開催時期は8月～9月を想定しているが、具体的な開催時期は協議会と調整のうえ、決定すること。

②内容

南予地域の子育て環境や暮らしの魅力を体験的に伝え、来場者が南予地域への関心を高めるとともに、移住相談、市町訪問、移住体験ツアー等への参加につながるような構成とすること。原則として、次のア～エに掲げる内容を盛り込むこと。

ただし、事業効果を高めるものについては、この限りではない。

ア 南予移住の魅力紹介

参加者が南予地域に興味を持ち、暮らしの魅力が具体的にイメージでき、移住へのきっかけづくりとなるようテーマ別紹介ブースを設置し、移住地としての魅力を発信すること。

なお、テーマ設定については「海のある暮らし」「里山のある暮らし」「子育て環境」など南予地域の特徴が伝わる内容とすること。

イ 先輩移住者等との交流機会の提供

交流スペースを設置し、先輩移住者や自治体職員等との交流機会の提供を行うこと。

ウ 移住相談ブースの設置

アで設置するテーマごとに相談ブースを設置し、来場者を相談ブースへ誘導するため、案内スタッフの配置や導線づくり等を企画し、相談機会を確保すること。

なお、移住相談ブースでは県・市町の担当者が対応するが、県・市町関係者の出張費については、県及び市町が負担する。

エ 子ども向けワークショップ等の実施

南予地域の暮らしや文化、自然等を体験できる子ども向けワークショップ等を実施すること。なお、一般的な観光コンテンツとしての体験ではなく、地域の暮らしや営みを感じられる内容とし、参加者の南予地域への興味・関心を高め実際の訪問につながるものとする。

オ 託児付きキッズスペースの設置

参加者が利用できる託児付き（保育士の配置）キッズスペースを設置すること。

カ 南予の食の提供

南予をより身近に感じてもらうため、南予地域の食材や特産品を活用した試食や紹介等を行い、食の魅力を発信すること。

また、提供する食について、暮らしの様子が伝わるよう併せて発信すること。

キ 参加者情報の取得及びアンケートの実施

参加者に対してイベント終了後も移住フェア等の案内をするための個人情報取得すること。また、協議会と連携して、事後アンケートを実施し、その結果をフィードバックすること。

ク その他移住施策への誘導

来場者がその後の市町訪問や移住施策、移住フェア、協議会等が実施する移住体験ツアー等への参加につながる広報・誘導設計を行うこと。

③成果目標

イベントへの参加者数 150 名以上、イベント内での相談件数 30 件以上、事後アンケートの回収率 6 割以上とする。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 著作権等

- ・ 成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・ 愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・ 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・ 委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したのものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・ 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 成果品の二次利用に関しては協議会と協議の上、決定するものとする。

10 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

- ・ 業務の実施に当たっては、内容に疑義が生じる場合は、協議会事務局と必要な調整を行い、双方了解のもとに決定することとし、愛媛県や南予 9 市町が取り組む移住促進施策など関連する他事業とも緊密な連携を図り、相乗効果が得られる事業展開とすること。
- ・ 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。